

## 第二十一問 答案用紙

### 第1欄 D点及びJ点の座標値

	X座標 (m)	Y座標 (m)
D点	335.61	306.61
J点	346.15	265.61

### 第2欄

必要となる登記
土地表題登記
一の申請情報によって申請することができるか否か
一の申請情報によって申請することができる。
理由
<p>戊土地のうち、(ニ)部分と(ハ)部分とでは地目が異なるため、それぞれの部分を一筆の土地として登記する必要がある。両部分の土地は取得原因が異なるが、登記の目的(土地表題登記)と登記原因(「不詳」)が同一であるので、一の申請情報で申請することができる。</p>

### 第3欄 登記申請書

登記の目的	土地分合筆登記
添付書類	地積測量図 登記識別情報 印鑑証明書 代理権限証書
登録免許税	金 2,000 円

平成28年○月○日 申請 A地方法務局

申請人	A市B町一丁目16番1号 甲野 太郎
-----	--------------------

代理人 (略)

土地の表示	所在	A市B町一丁目		
	①地番	②地目	③地積 (m <sup>2</sup> )	登記原因及びその日付
	40番2	畑	276	
	(イ) 40番2		230	③ 32番1に一部合併
	(ロ)		46	40番2から分割して32番1に合併する部分
	32番1	畑	351	
	32番1		398	③ 40番2から一部合併

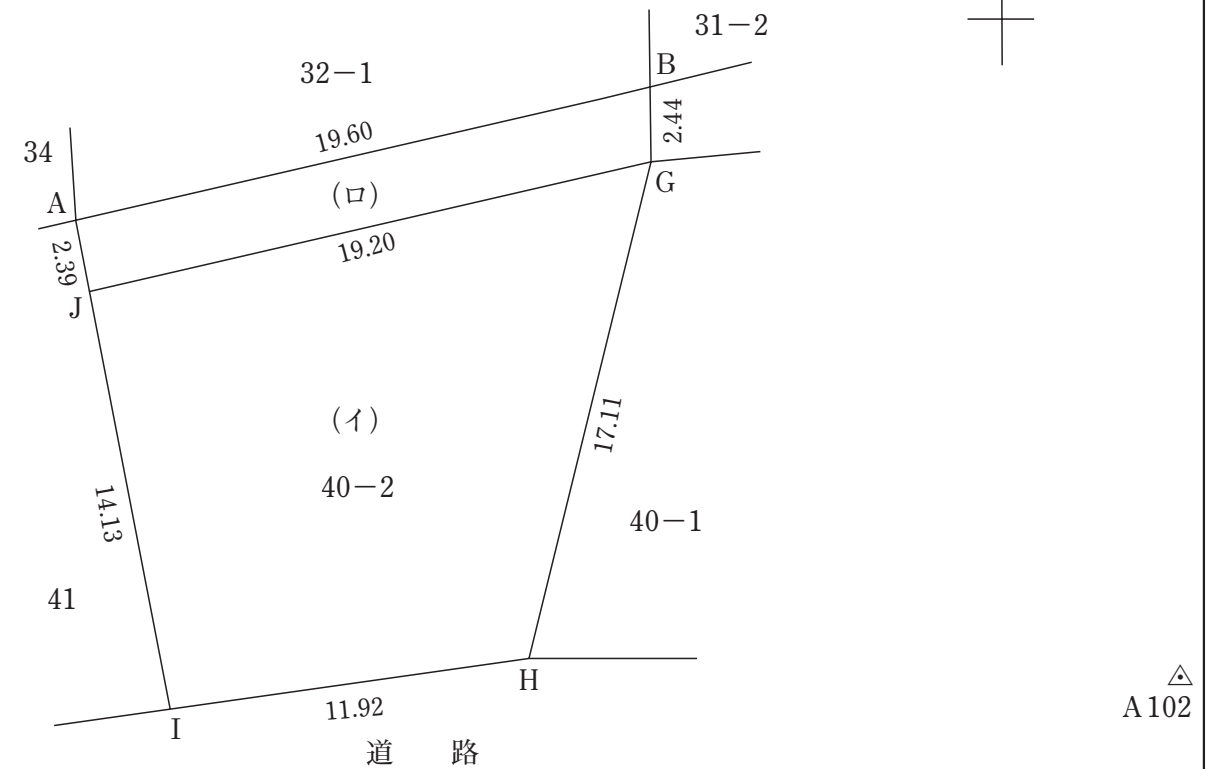
第4欄 地積測量図【ご注意】本解答図面の縮尺は印刷等で本来の縮尺と異なる箇所があります。

地番	40番2	地積測量図
土地の所在	A市B町一丁目	

求積表

地番	(イ) 40-2			
筆界点	X座標	Y座標	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
J	346.15	265.61	15.98	5531.4770
G	350.47	284.32	14.54	5095.8338
H	333.88	280.15	-15.98	-5335.4024
I	332.29	268.34	-14.54	-4831.4966
		倍面積	460.4118	
		面積	230.2059	
		地積	230 m <sup>2</sup>	

地番	(ロ)			
筆界点	X座標	Y座標	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
A	348.50	265.15	18.64	6496.0400
B	352.91	284.25	19.17	6765.2847
G	350.47	284.32	-18.64	-6532.7608
J	346.15	265.61	-19.17	-6635.6955
		倍面積	92.8684	
		面積	46.4342	
		地積	46 m <sup>2</sup>	



※各筆界点の座標値、平面直角座標系の番号又は記号並びに地積及びその求積方法、A市の基準点の座標値の記載は、省略して差し支えない。

基本三角点等の名称及び座標値

符号	名称	X座標	Y座標
A101	A市基準点 A101	325.32	272.32
A102	A市基準点 A102	333.27	301.99

A, B, G, J : コンクリート杭  
 H, I : 金属標 (単位:m)

作成者	(略)	申請人	(略)	縮尺	1/250
-----	-----	-----	-----	----	-------

## 第二十二問 答案用紙

### 第1欄 平成28年8月10日に申請した登記の申請書

登記の目的 建物表題部変更登記

添付書類 建物図面 各階平面図 所有権証明書  
代理権限証書

平成28年8月10日 申請 A地方法務局 B出張所

申請人 A市B町二丁目5番10号 乙山和雄

代理人 (略)

### 第2欄 登記申請に際して必要な手続

増築部分は、既存建物と渡り廊下部分の間に設けられた木製ドアにより遮断されていることから構造上の独立性は認められるものであるが、既存建物を通らなければ外部との出入りはできないことから利用上の独立性は有していない。

したがって、増築部分は区分建物の要件を満たしていないため、独立した建物とは認められず一不動産一登記記録の原則に従い、既存建物及び増築部分を一個の建物として登記するのが相当である。

なお、増築部分は乙山和雄の承諾を得て、丙山一郎が資金を全額拠出して建築したものであるが、独立した所有権を認めることはできないため、既存建物に付合したものとして乙山和雄から建物表題部変更登記を申請することになる。

不動産番号	記載省略				
建物の表示	所在	A市B町二丁目5番地27			
	家屋番号	5番27			
	主たる建物又は附属建物	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	登記原因及びその日付
		居宅	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階 89 10 2階 64 80	
			軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき渡廊下付き3階建	1階 89 10 2階 118 08 3階 46 73	②③平成28年7月21日 構造変更、増築

第3欄 各階平面図及び建物図面【ご注意】本解答図面の縮尺は印刷等で本来の縮尺と異なる箇所があります。

各階平面図

家屋番号	5番27	建物図面
建物の所在	A市B町二丁目5番地27	

1階

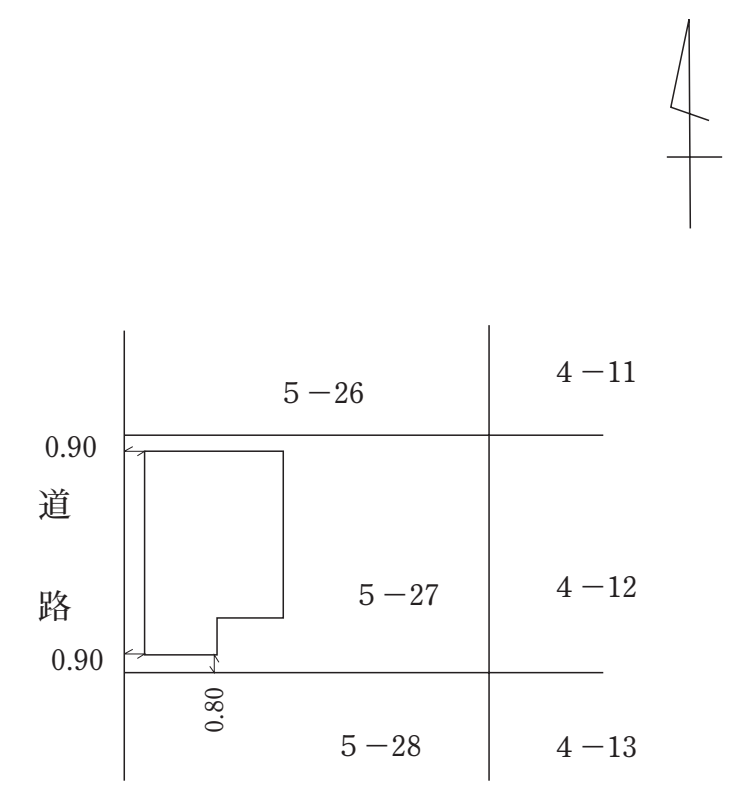
求積  
 $9.00 \times 9.00 = 81.0000$   
 $4.50 \times 1.80 = 8.1000$   
 計 89.1000  
 床面積 89.10m<sup>2</sup>

2階

求積  
 $9.00 \times 7.20 = 64.8000$   
 $3.39 \times 1.52 = 5.1528$   
 $6.93 \times 6.63 = 45.9459$   
 $0.61 \times 3.58 = 2.1838$   
 計 118.0825  
 床面積 118.08m<sup>2</sup>

3階

求積  
 $7.54 \times 3.05 = 22.9970$   
 $6.63 \times 3.58 = 23.7354$   
 計 46.7324  
 床面積 46.73m<sup>2</sup>



(単位:m)

作成者	(略)	縮尺	1/250	申請人	(略)	縮尺	1/500
-----	-----	----	-------	-----	-----	----	-------